

項 目	自動販売機の電熱装置の扱い
1 内容	<p>電気用品安全法施行令別表第一（特定電気用品）七（七）においては、「自動販売機（電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置を有するものに限り、乗車券用のものを除く。）」となっていますが、プリンタを搭載する自動販売機の場合、プリンタに内蔵されたヒーター（サーマルヘッド等のヒーター）は、（七）にいう電熱装置に含まれますか。含まれる場合には、ヒーター容量の下限值等の制約がありますか。</p>
2 回答	<p>プリンタに内蔵されたヒーターは、電気用品安全法施行令別表第一 七（七）にいう電熱装置に含まれます。</p> <p>プリンタの印字方式等には、様々なものがあり、ヒーターの容量も大小様々であることから、ヒーター容量による制約は設けていません。</p>